

令和5年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	令和5年3月7日			
招集場所	野洲市役所議場			
応招議員	1番 小菅 康子	2番 田中 陽介		
	3番 山本 剛	4番 石川 恵美		
	5番 村田 弘行	6番 木下 伸一		
	7番 津村 俊二	8番 益川 敦智		
	9番 東郷 克己	10番 山崎 敦志		
	11番 服部 嘉雄	12番 奥山文市郎		
	13番 山崎 有子	14番 橋 俊明		
	15番 岩井智恵子	16番 鈴木 市朗		
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏		
不応招議員	なし			
出席議員	応招議員に同じ			
欠席議員	なし			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聰
政策調整部長	赤坂 悅男	総務部長	川端 美香
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志
市立野洲病院事務部長	武内 了惠	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	吉川 武克	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
広報秘書課長	江口 智紀	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第2号から議第36号まで

(令和5年度野洲市一般会計予算 他34件)

質疑

第3 議第12号から議第18号まで並びに議第35号及び議第36号

(令和4年度野洲市一般会計補正予算(第14号) 他8件)

討論、採決

第4 議第2号から議第11号まで及び議第19号から議第34号まで並びに請願第1号

(令和5年度野洲市一般会計予算 他26件)

常任委員会付託

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前9時00分）皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開会します。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、2月28日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

（日程第1）

○議長（荒川泰宏君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第14番、橋俊明議員、第15番、岩井智恵子議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（荒川泰宏君）日程第2、議第2号から議第36号まで、令和5年度野洲市一般

会計予算他34件を一括議題とします。

ただいま議題となっております議案のうち、議第31号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、市長から訂正したいとの申出があり、會議規則第20条第1項の規定により、議会の承認を求められています。その内容は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

市長から訂正理由の説明を求めます。

栢木市長。

○市長（栢木進君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。議案の訂正についてのご説明を申し上げます。

議案書64ページ及び65ページに掲載する議第31号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例の改正文の中で、一部文字が重複している箇所や欠落している箇所がありましたので、これらを訂正いたします。

以上、議案の訂正について、野洲市議会會議規則第20条第1項の規定による議会の承認を求めるものです。

なお、本件は議案の内容を訂正するものではないことを申し添えます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（荒川泰宏君） お諮りします。

ただいまの議案の訂正を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまの議案の訂正を承認することに決しました。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんので、簡潔明瞭にされるよう希望します。

まず、第5番、村田弘行議員。村田議員、眼鏡下げてください。

○5番（村田弘行君） では、創政会、村田です。よろしくお願ひいたします。通告書に基づき、質問いたします。

野洲市地域の交通協議会の設置についてご質問いたします。

野洲市総合計画によりますと、その内容は必ず周知される内容であります。また、法律

で決まっているからといって、新しく協議会を立ち上げる費用に1,300万の予算が計上されております。それはなぜでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員、総括質問になっておりますので、一括して質問をお願いいたします。

○5番（村田弘行君）　2番、言います。その立ち上げたメリットはあるのでしょうか。

また、バス会社に補助金を出しております。JRとの協議では、本数が減ることになると必ず協議し、JR側は理解を求めてくる協議の場があります。野洲市のコミュニティバスの路線のガソリン代は、全ての路線を合わせても800万円ぐらいです。今回の協議会を立ち上げる費用1,300万との整合性はあるのでしょうか。

また、バス代100円、200円の乗客の数を増やすために、検討をするのに1,300万の予算は必要なのでしょうか。その整合性が分かりません。

また、自分たちの汗をかくことはないのでしょうか。コンサルに支払う検討代としては、高過ぎるのではないのでしょうか。

また、議案関係資料29ページの左側には、附属機関の野洲市地域交通会議という機関がありまして、今回削除されることになっております。その関係性はどうなのでしょうか。このようなずさんな予算計上だと、一般予算に賛同できなくなる議員が増えるのではないかでしょうか。粉骨碎身、コンサルにも頼らず、人任せにせず、また集中砲火を浴びながら、自前で必死で説明する新病院の関係者に失礼ではないでしょうかというのが、質疑でございます。よろしくお願いします。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員、次の質問も続けてよろしくお願いします。

（「議長、分割になっている」の声あり）

○議長（荒川泰宏君）　これは1つです。

○5番（村田弘行君）　議第2号、一般会計予算、通所介護施設共同送迎・高齢者移動支援モデル事業についてご質問いたします。

これは、予算書の最初の欄にもあるように、目玉事業になっております。それにしてはずさん過ぎると思います。例えば、現場の声など、これから聞かれるんでしょうけれども、こういうことを発案するのに、現場の声を聞かれてからだとは思うんですけども、そういう実績はあるのでしょうか。

また、事業所の経営者のほうに、顔が向いているのではないのでしょうか。複数の事業所のすり合わせは難しく、1事業所内でも予定していた送迎が突然キャンセルになり、狂う

ことがございます。こういうことに、これもまたコンサル任せの事業発案なのでしょうか、ご質問いたします。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、村田議員の野洲市地域公共交通会議の設置についてのご質問にお答えさせていただきます。

1点目の質問でございます。当協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき設置する法定協議会で、同法第5条に規定する地域公共交通計画を策定し、計画の進捗管理を行います。この協議会の運営に必要な経費として、負担金1,319万8,000円を予算として今般提案しており、その内訳としては、協議会の構成員として参加いただく学識経験者、公共交通事業者、地域公共交通利用者等の委員への報酬及び交通費、さらに計画の策定に当たっては公共交通に関する専門的な知識が必要であることから、コンサルティング会社への委託を予定しております。

計画策定までには、地域の公共交通の現状把握、利用者ニーズを調査するアンケート等を行い、本市の課題を明らかにするとともに、その課題に向けた目標を立て、実現に向けた施策を検討する等の業務があり、コンサルティング会社による支援が必要と考えております。

2点目の質問にお答えさせていただきます。メリットとしては、大きく分けて2点ございます。

まずは、当協議会で地域公共交通計画を定めることにより、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく国の支援制度を受けることが可能となります。具体的には、今回の負担金と同様に予算計上している野洲市地域内フィーダー系統確保維持補助金は、今は暫定措置で国から近江鉄道バスに補助金が交付されているのに併せて交付する補助金ですが、今後は地域公共交通計画の策定が必須と聞いております。今後は、このように計画策定が国からの支援の可否のベースになるものと考えております。

次に、当協議会は野洲市市内の公共交通事業者が参画する組織であるため、今までそれぞれ個々の公共交通事業者が経営改善に取り組んでいたのが、当協議会の設置によって、将来の少子高齢化社会を見据えた地域の公共交通を守るという共通目標のもと、地域公共交通計画の目標の実現に向けて、お互いが協力して事業展開することが期待できます。

3点目及び4点目の質問は、併せてお答えさせていただきます。既にさきの質問でお答えさせてもらったとおり、当該計画はコミュニティバスを含む公共交通全般を対象とする

もので、コミュニティバス事業の経営改善のみを意図するものではございません。しかしながら、現時点では諮る予定はございませんが、将来的にコミュニティバスの使用料金等を改定するときには、新たに設ける当該会議で諮ることになるかと思います。

5点目の質問にお答えします。新たに設立する法定協議会である野洲市地域公共交通会議において、今回の野洲市地域公共交通計画が定められるものですが、その中で、委託するコンサルティング会社への発注仕様も含めて協議いただき、可能な範囲で職員も自ら業務を担うことで、当該計画発注額の低廉化に努めたいと考えております。

6点目の質問にお答えさせていただきます。予算額が高いのではというご指摘ですが、市とは別に独立した協議会の運営に係る予算であることから、実際に協議会が発足していない状況下での積算であり、具体的な執行予算は協議会での審議を経て、協議会の予算として立案することになりますので、負担金については運営及び計画策定に必要と思われる予算を、想定外の状況にも備え最大限で計上しております。協議会での予算化及び執行に当たっては、協議会での必須項目を精査し、経費節減に努める所存でございます。

8点目の質問にお答えします。現在、附属機関設置条例で規定している野洲市地域公共交通会議は、道路運送法施行規則第9条の2に規定する地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行う組織で、簡単に言うと、公共交通に関する地域住民の意見を取りまとめる会議です。例えば、民間路線バスの事業計画を変更する場合には、6か月前に国への届出が必要ですが、現行の会議で協議が整った場合は30日短縮できるなど、手続の簡素化が図れるものでございます。

これに対し、新たに設ける法定協議会では、既に説明しましたとおり、地域公共交通計画を策定・管理する目的で設置するものです。しかしながら、両組織の構成員は大半が同じメンバーになることから、現行の会議の機能を法定協議会に組み込むことが法律上可能なため、現行の野洲市地域公共交通会議を廃止し、新たに設ける法定協議会の名称を同じくする野洲市地域公共交通会議とし、ここにて道路運送法関連事務も併せて行うこととしたしました。

9点目の質問にお答えします。今回の予算案については、野洲市としても初めて定める計画であることから、事前に国等の関係機関とも十分に協議し、上位法等にも照らし合わせ作成したものです。今回定める予定の地域公共交通計画のコンサルティング会社の具体的な仕様内容については、新たに設置される野洲市地域公共交通会議において今後協議い

ただき、精査したいと思います。

10点目の質問にお答えします。先ほども申し上げたとおり、野洲市において地域公共交通計画を策定することが初めてでございますので、そのため公共交通に関する専門的な知識が必要であることから、コンサルティング会社への委託を予定しております。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 議員の皆さん、おはようございます。それでは、村田議員の通所介護施設共同送迎・高齢者医療支援モデル事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、現場の声といたしまして、市内の特別養護老人ホームの施設長から、人材不足による職員の確保の課題や、送迎業務についての課題、負担についてご相談を受けました。また、事業化を行うに当たり、事前に市内にあります通所介護事業所25施設に対しニーズ調査も実施しており、それら現場の声も聞いた上で予算を計上させていただいております。

2点目ですけれども、共同送迎は、介護現場から送迎業務を切り離すことで、業務多忙と人手不足で疲弊する介護現場職員の負担を軽減するためのものです。この事業の目指すところは、送迎業務にかかっていたマンパワーを利用者のケア等に注力してもらい、利用者へより質の高い介護サービスが提供してもらえるようにすることで、介護に従事する職員や、介護サービスを受ける市民のための事業です。

3点目ですけれども、他市における共同送迎の先行事例では、キャンセルが発生した場合、運行管理システムに入力をすることで、新しい送迎ルートの指示がドライバーに伝わるようになっております。そのことで、常に無駄のない送迎が実施されております。複数の事業所のすり合わせについては、令和5年度の調査、検討の結果を踏まえ、綿密に調整を行っていく予定でございます。

4点目です。この事業は、市と介護事業者と運営団体との連携によりつくり上げる仕組みでありますて、それぞれ担うべき役割があります。事業化に当たっては、通所介護事業所に対する調査、検討や、共同送迎の実証実験、ドライバー養成研修など、専門的な業務サポートについては委託を行いますけれども、市は介護事業者や運営団体との連携等に重点を置いた役割を主体的に担い、野洲市の実情に応じた体制の構築に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　では、長尾市民部長のほうに再質問いたします。

1, 300万、最大限の予算を取っているということでございますけれども、それにしても額が高過ぎるのではないか、同じような人たちを集めて、新たに組織外でつくるにしても、役員への、協議会の委員への報酬のほうが高くなるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

予算の構成からいきますと、大半がコンサルに対する委託料でございまして、委員さんに対する経費は概算で50万から60万程度で、残りの部分につきましてはコンサルタント委託料でございますので、そちらの経費のほうが高くつくようなことはございません。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　1, 300万のうち、5、60万が委員への報酬ということで、これは年間の会議設置中のことなのか、それとも、そのコンサルの1, 300万というの、ほとんど人件費でございます。1, 300万の人件費を扱うコンサルティング業務内容にふさわしいのでしょうか。ご質問いたします。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　すいません。先ほどの答弁、一部訂正させてもらいます。

予算の項目は、会議費として30万2, 000円、事務費として6万5, 000円でございます。このうち、委員謝礼は25万5, 000円、そして委員さんの旅費等が4万6, 100円で、事務費のほうは通信運搬費とか事務費の振込手数料等でございます。すいません、訂正させてもらいます。

それと、先ほどの部分、要はコンサルの金額が高いのではないかというご質問と受け取っておりますが、当然私たちも事前に業者さんに見積りを取り、内容についてこういう計画を立てたいという見積りを取り、いただいたもので、落ちなければ大変困りますので、不落が一番恐れておりますので、あえて高くするつもりはございません。先ほどの答弁でも申し上げたとおり、一定新しい協議会の中で、市の職員がその義務を担えるものがあれば、当然それはさせていただく形になりますが、一旦は最大の予算ということで見ておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○5番（村田弘行君） 私たち建設業をしていた者からしてみますと。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員、3回の質疑が終わりましたので、次の議第11号の質問に移ってください。

○5番（村田弘行君） では、次の質間に移ります。

体育館大階段の撤去工事他入札予定価格についてご質問いたします。

大階段の撤去自体はそれほど難しい工事だとは思いませんけれども、体育館周りや新病院の周囲の地盤について、表層の部分は軟弱であると見込まれます。プール施工当時の関係者に聞いた話では、客土した直後の話ではありますけれども、当時は10トンクラスのダンプでうねっていたらしい。階段の撤去に当たっては大型クレーン等を用いるため、その足場に鉄板を敷くなど、支持力の確保対策が必要だと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

次の質間に参ります。

前回の議会でも触れました、病院を建てるのに一般的な平米単価が、一般社団法人としてネットで公表比較されておりますけれども、豪華な仕様、一般にいろいろ、一般病棟、介護病棟とか、いろいろな病棟があって、設備があまり必要でない病棟とかあります。そのうちでも豪華な病棟と言われる、酸素とかいろんな設備が整った病院でも、野洲市の平米単価を掛けますと、20億、30億の乖離がございます。また、病院の関連会議でも申し上げたとおり、隣の守山市の新庁舎は、同じ設計施工、デザインアンドビルドの入札方法で、同じ4階建てで、床面積も1万4,000平米ぐらいで、大差ありません。しかし、予定価格が40億から乖離しております。物価上昇、人手不足、地盤の改良等含めても、あまりにも差があるのでないでしょうか。

ここで質問いたします。伺います。

当局は、入札不調の二の舞は絶対避けたいから、高止まりの予定価格を設定しているのではないでしょうか。

ご質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、1点目の村田議員のご質問についてお答えをいたします。

まず、大型クレーンを安全に操作するためには、車両直下の地盤の補強が必要であると考えております。その方法といたしましては、村田議員のおっしゃるとおり、敷鉄板を敷くことが考えられます。また、必要に応じましては、敷鉄板部分の地盤を適宜改良することも考えられますが、いずれにしましても、日本建設機械施工協会発行の移動式クレーン、くい打ち機等の支持地盤養生マニュアル等の基準に基づき、適正に養生方法を選択し、事故のないよう工事を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のご質問についてお答えをいたします。

野洲市民病院整備事業の債務負担行為の限度額のうち、建設工事費につきましては、市場動向を踏まえて適正に算出したものでございます。決してゆとりを見過ぎたものではございません。

前回の議会でご指摘もいただきました、病院建設の一般的な平米単価の推移につきましては、独立行政法人福祉医療機構の貸付事業を基にした公表データがございますが、このことであると拝察をいたしておりますけれども、当該データには整備コストが比較的低い民間病院のデータも含まれておりますことから、公立病院建設の単価より低い傾向にあると考えております。このことにつきましては、平成28年度から令和2年度までの整備された103件の公立病院の建築単価の平均が、同年度間の民間病院の同推定値より23%も高いということからもご理解をいただけるものと思うところでございます。

次に、近隣市での庁舎整備の事例と単価比較について申し上げたいと思います。

ご指摘の守山市庁舎は、実施設計からのデザインビルでございますけれども、落札事業者が決定されました時点におきましては、2021年、令和3年2月であるというふうにお聞きをしてございます。その後の世界的な情勢でございますけれども、ロシアによりますウクライナ侵攻などによりまして、当院の基本計画を策定をいたしました2022年、令和4年10月までの間に、例えばRC造のマンションの建設物価指数では約16%上昇しているところでございます。また、同市庁舎は延べ床面積が当院計画と比較いたしまして13%ほど小さいということありますとか、同じデザインビルでございますけれども、当院計画が基本設計からのデザインビルでありますので、工程数は守山市庁舎よりも多いことも挙げられます。また、2件における価格差の客観的な理由として挙げられると考えておるところでございます。

その他、病院建設におきましては、医療ガス工事やシールド工事など、庁舎建物にはない特殊性があることも、ご指摘のような差を生じさせている理由と考えておるところでござ

ざいます。今回設定をいたしました建設工事の算定におきましては、他府県の直近の病院建設工事の事例を参考に検討したものでございます。基本計画策定時の昨年10月の建設工事費に対しまして、これまでの高騰傾向の状況を踏まえ、入札執行を予定する本年11月の時点におきまして、9%分を上乗せした額として設定をし、さらに債務負担行為限度額は、落札率を加味して割り戻した額で設定をしたものでございます。この債務負担行為限度額の範囲内で入札予定価格を設定することで、総合評価一般競争入札により適正に入札が執行できるものと考えているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　では、再質問いたします。

地盤の弱いというところで、今回は元の体育館周りで大階段を撤去するわけですけれども、今度新しく病院を建てるに当たり、その周りのほうが本当の池に近いほうでございますので、その辺の、どういうんですか、対応をもう一度聞きたいというのと、くいを抜く、プールのくいを抜く工事がありましたけれども、それほど弱い地盤のところでくいを抜くには、もっと支持力がかかるところでございます。本当に抜けているのかが、私の疑問の始まりでございますので、地盤改良の調査をしたときに、あまりにもおかしなデータが出てきたりすることがあると思うんですけども、どうか分かりませんけれども、それを隠さず公表していただきたいというのが、もう一点でございます。

あと、質問2に対しての再質問でございますが、地盤を考えても、補強工事という、どういうのかな、耐震であるとか免震であるとか、そういうのはどっちなのかというのと、あと、病院と一般建設物とか住宅とか、潰れてはいけない建物、施設がありますよね。それのランクは、守山市の市役所と、基礎というか、その補強とか、コンクリートの硬さというんですか、その比較はできるのでしょうかというので、1回目の質問をします。再質問をします。

○議長（荒川泰宏君）　健康福祉部布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君）　それでは、村田議員の再質問について、何点かございましたので順番にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、地盤の対応ということでございますけれども、これにつきましては、従来からご説明なり資料提供をさせていただいておりますとおり、支持地盤と液状化対策という検討テーマの中で公表させていただいているとおりでございます。特に支持地盤の検証につき

ましては、従来から申し上げておりますとおり、深度10メーターから強固な砂礫層が出現しておるということで、建物の支持地盤となり得るという結果でありますとか、特に液状化の対応につきましては、今回対策工法も選定をいたしまして、工事事業費の中で見込んでおるところでございますし、追加いたしました今回の地盤調査準備工事の中で、準備事業の中で実施をいたします地盤調査におきましても、液状化試験、判定を行って、液状化のおそれがある場合は必要な対策を講じるというような対策をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、当時の温水プールでのくいの撤去のお話をいただきました。これにつきましては昨年の一般質問の中でございましたけれども、旧温水プールでの撤去した基礎ぐい72本につきましては、既に全て撤去されておるというようなことも答弁があったかというふうに思っておりますので、全て撤去済みであるというような認識でございます。

続きまして、今回の実施をいたします準備事業の中で、地質調査を実施しておりますけれども、これにつきましては4月に現場でボーリング調査を実施をする予定でございますので、5月になりましたら速報値という形で公表をさせていただきたいというふうに考えております。

最後に、耐震か免震かというようなご質問でございました。市民病院の対策につきましては、耐震で対応させていただくということでございます。耐震構造を採用するということを前提としたとしておりますけれども、ただし、目標といたします整備費、スケジュールが確保できるようであれば、免震構造の提案も検討してまいりたいというふうに考えてございます。基本は耐震構造を採用するというような内容でございます。

以上、何点かのご質問にお答えをさせていただいたかと思うんですけど、以上でよろしかったでございますか。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前9時39分 休憩）

（午前9時39分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉部布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 耐震安全性をどこまでの、どの程度にするかというご質問かというふうに認識をしてございます。基本計画の中でお示しをさせていただいておりますのが、官庁施設の総合耐震・津波対策基準に従いまして、構造体はI類、建築非

構造部材はA類、建築設備は甲類というような分類の中で対応してまいりたいというふうに考えておりますし、災害拠点病院基準と相当であるような基準をもって、耐震安全性を確保してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　では、最後の質問にまいります。

その耐震と今の守山市の、違う自治体なんですけれども、比較をまた教えていただきたいと思います。

これで質疑を終わらせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　健康福祉部布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君）　ちょっと一般論としてお答えをさせていただくことになりますけれども、庁舎整備につきましては、もちろんその基準に従って施工されておりますので、それと同等、先ほど申し上げました基準に従って病院の基準を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　次に、第9番、東郷克己議員。

○9番（東郷克己君）　第9番、新誠会、東郷克己でございます。

議第2号令和5年度野洲市一般会計予算について、議案質疑させていただきます。

まず1点目、款2総務費の中、事業名03の戸籍住民台帳管理費についてお伺いをいたします。

昨年第7回定例会におきまして、議第120号野洲市市民サービスセンター条例を廃止する条例が提案され、「合併以降、市民サービスの低下を避けるため、市民サービスセンターの設置等により、これまで証明書発行等の業務を継続してきたが、マイナンバーカードの交付推進に伴うコンビニエンスストアにおける各種証明書の交付促進により、窓口での証明書発行件数が減少していることから、行財政改革の視点から市役所等へその機能を集約する」との理由で、北部合同庁舎の市民サービスセンターを廃止する条例が可決されました。提案され可決されました。私は、中主地区の市民の方からは様々なご意見があることを承知しつつ、マイナンバーカードの普及促進及び利用促進等、今後の利活用の重要性や、業務の集約などの必要性など、総合的に判断して賛成したものでございます。

現在、サービスセンターの廃止期日を目前にして、サービス低下を憂慮する声が上がっ

ております。一方で、国のマイナポイント制度は、その申し込み期限を間近にして市民に浸透することとなり、カードの申請は既に取得している人を含め、8割に達したというふうなことを聞いております。

地方自治法の「最少の経費で最大の効果」という原則に照らしても、カードの利便性を向上させることと、カードは取得したが、新しいことを取り入れること、また使いこなすことが得意ではない高齢層の方々を含めた市民に対するマイナンバーカードの利用方法の周知、啓発が重要であり、コンビニ交付の仕方が「できない、分からない」といった方々に対して、親切丁寧な対応が何より重要で、この事業の目的に掲げられている「市民の利便性を図る」という部分に対して、こうした対応が極めて重要と考えております。見解を伺います。

2点目、款03民生費、事業名コミュニティバス運行費について伺います。

この事業費には、継続事業としてコミュニティバス運行事業費の他に、新規事業として野洲市地域公共交通会議負担金が盛り込まれており、その説明で、「野洲市にとって望ましい地域交通を野洲市地域公共交通計画として定めます」と記されております。地域公共交通の重要性は言うまでもないことでありますが、市の発展という視点から、どちらかといえば強調されがちな道路整備の重要性に対し、地域公共交通は発展もさることながら、地域社会の持続性確保という点で、より重要性が高いものと考えております。また、公共交通の衰退は、利用者の減少、さらにまた衰退といったスパイラルになり、生活全般の交通の便を公共交通に頼らざるを得ない高齢者の健康、ひいては地域の活力に響いてくるものと考えております。非常に公共交通は重要な問題です。関連する法及び国の方針をポイントのみ読み上げ、引用いたします。

まず、交通政策基本法では、「交通に関する施策について、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展を図ることを目的」とし、令和2年の改正では、「地域経済の活性化、地域社会の維持及び発展その他地域の活力の向上を図るため、国内交通網及び輸送に関する拠点の形成、輸送サービスの提供の確保その他必要な施策を講ずる」観点が加えられております。また、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針では、「こうした地域公共交通に関する社会的要請に的確に応えるためには、ともすれば民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、公共交通事業者、住民・利用者、学識経験者をはじめとする地域の関係者が知恵を出し合い、合意のもとで

持続可能な地域公共交通網を構想し、その実現に向けて地域公共交通の活性化及び再生を図ることが重要」と、地方自治体の役割が強調されているところであります。

議案勉強会では、野洲市地域公共交通会議が市から独立した法定協議会であることをはじめ、想定される構成員についても説明を受けたところですが、策定される地域公共交通計画は、野洲市の今後の発展及びその持続性を大きく左右する計画と言って過言でございません。策定に当たって、市は今申し上げたような国の法や方針の趣旨及び野洲市における公共交通の現状や各地域の状況、そして市の展望をしっかりと把握し情報提供することにより、会議の議論がこれらを踏まえつつ、野洲市の展望を開く議論となるよう努めるべきであると考えております。見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　それでは、令和5年度一般会計予算についての、東郷議員からのご質問に答えさせていただきます。

1点目の質問でございます。現在、パソコンやスマートフォンを使用しての手続が苦手な市民の方への支援としまして、マイナンバーカードの申請は市民課で、マイナポイントの申請につきましては総務課でそれぞれサポート対応を行っております。また、マイナンバーカードの交付時には、マイナンバーカードの利用案内とともにコンビニエンスストア等での証明書の取得方法を記載した資料をお渡し、ご案内に努めているところでございます。

今後、コンビニエンスストア等での証明書交付をはじめ、国や地方自治体が展開するマイナンバーカードを利用した新たな施策についても、高齢者をはじめとする、いわゆるデジタル弱者と言われている方に対しての支援は市全体で取り組むべき重要な課題と考えております。あわせて、このことについては、国や県に各種施策についての支援の強化の働きかけや、現在の既存制度を利用しつつ支援に取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、2点目のご質問でございます。

野洲市地域公共交通計画につきましては、将来的な少子高齢化社会を見据え、コミュニティバスのみならず、JRや道路等を含めた野洲市における総合的な公共交通計画を策定するもので、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画となります。

当該計画の内容につきましては、議員のおっしゃるとおり、持続可能な地域公共交通網を構想し、その実現に向けて地域公共交通の活性化及び再生を図ることが重要と認識しており、これに国のほうや野洲市の状況も鑑み、法定協議会での委員の皆様方の積極的かつ

有効な議論が図れるよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 1点目のマイナンバーカードの利用法について、ちょっと確認的なことで再質問をさせていただきます。

どちらかといいますと、年配の方はマニュアルのような、要するに紙でその使い方等を渡されても、率直にというか、例示で申し上げますと、うちの母なんかも、いや、読んだら分かるやろうという感じでも、読んで理解するというのが苦手でありまして、よく聞かれることがございます。こうしたことから、利用法を分かりやすく記されているとは思うんですけども、こうした書いたもので理解するという方が、苦手な方が結構いらっしゃるのではないかというのを、うちの母を見ながら思っておりますので、いろんな職員の方が対応するにしても、ご都合や休日出勤となれば、予算等も絡んでくるのかとは思いますが、やはりこうした、どこかに集まっておられるようなところに行って、ちょっと説明をするとか、こうしたこと必要ではないかというか、重要ではないかというふうに思っているんですけども、そういう点についてのご認識はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、東郷議員の再質問にお答えさせていただきます。

多分どこかの自治会なりに集まって、ちょっと来てくださいねと言われたときに寄せていただくという話かと思います。その時期とか内容にもよりますけれども、こういったご要望があったときには、可能な範囲では対応していきたいと考えております。なかなか、コンビニの機械が市役所にあるわけじゃないので、コンビニまで行って説明するのは非常に難しいところも、現実はございますので、そこはおっしゃっているとおりだと思いますので、今後何かいい方法がないかは考えていきたいと思っております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 1点目、2点目、併せて取り組みのほう、よろしくお願ひいたします。

終わります。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を10時10分にいたします。

(午前 9時54分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第8番、益川教智議員。

○8番（益川教智君） 第8番、益川教智です。

それでは、議第11号令和5年度野洲市病院事業会計予算について、議案質疑を行います。

本議案では、野洲市民病院整備事業に係る予算として、令和5年度から令和8年度にかけて97億5,200万円を限度とする債務負担行為が設定されております。

そこでお尋ねいたします。

まず1点、「広報やす」1月号の特別号として市民に示された資料では、総事業費が約93.6億円とされていました。しかし、今回の予算では約4億円増額されております。その理由についてお尋ねいたします。

次に、今回新病院整備については、基本設計・実施設計及び施工一体型の基本設計デザインビルト方式を採用するとしております。一般的には、メリットとして工期の短縮が挙げられておりますが、その一方で、デメリットとしてコストの変動リスクが大きいことが挙げられております。今回、この基本設計・実施設計及び施工一体型の方式を採用した理由についてお尋ねいたします。

次に、今後病院整備を進めていくに当たって、今回必要な項目・費用は全て計上しておられますでしょうか。

また、今後これ以上の事業費の上昇はないでしょうか。一部、村田議員の質問とも重複する点あるかと思いますが、ご回答をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） それでは、益川議員からのご質問について、1点目から順次お答えをいたします。

まず、ご質問いただきました総事業費の約93億6,000万円、こちらにつきましては、昨年10月に基本計画書策定時に算定したもので、そのうち病院棟の建設工事関連におきましては、建設工事費75億8,400万円、工事監理費7,500万円、基本設計費9,100万円、実施設計費2億1,200万円で、これらの合計額は79億6,200万円でございます。

今後のスケジュールにおきましては、入札契約は本年の11月を想定をいたしておりま

すので、建設工事費の高騰の状況を踏まえまして、過去1年間の上昇幅を参考に9%上乗せをし、建設工事費を82億6,600万円に、工事監理費を8,200万円に増額をした想定落札額とし、基本設計費及び実施設計費を合わせまして再算定をいたしました合計額は86億5,100万円でございます。そして、その増額につきましては、約6億8,000万円の増額となっているものでございます。

その上で、落札率を加味いたしまして割り戻した額を債務負担行為の限度額とし、その内訳は建設工事費92億3,700万円、工事監理費9,300万円、基本設計費1億200万円、実施設計費2億3,800万円で、合わせまして96億7,000万円とし、設計等支援業務委託を含め、支援業務では8,200万円を加えまして、97億5,200万円を債務負担行為の限度額として計上をいたしております。

続きまして、2点目のご質問にお答えをいたします。

発注方式につきましては、基本計画書においてお示しするとおり、比較的整備スケジュールが速やかなことと、世界情勢により不安定化しております材料調達の確度が高いことを鑑みまして、基本設計デザインビルト方式で整備することといたしております。

また、こちらの基本設計デザインビルト方式のコスト面におきましては、独自技術の採用や資材調達計画が立てやすく、施工効率や建築計画を両立させることによりまして、コスト削減が図れることなどのメリットがございます。

なお、発注後の変更リスクにつきましては、要求水準書を精緻なものとしていくことで少なく抑えることが可能であります。現在、院内におきましてその検討作業に鋭意取り組んでおり、今申し上げましたコスト削減効果の大きさが変更リスクに勝るものというふうに考えておる次第でございます。

続きまして、3点目のご質問にお答えをいたします。

本予算案におきましては、1点目でお答えをいたしました基本設計から建設工事に至ります債務負担行為限度額の他、3月1日の特別委員会におきましてご説明を申し上げました準備事業費を計上いたしております。

その他に必要となる費用につきましては、開院までには周辺の駐車場整備、医療機器、什器、移転費等がございます。いずれも基本計画書において記載する項目、費用のとおりでありますので、収支計画書において計上いたしておりますのでございます。

最後に、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

基本計画書におきましては、現時点で想定し得る事業費用を計上いたしている他、基本

設計デザインビルト方式によります建設事業の契約後において、物価上昇等による事業費の変更要素につきましては、契約書等において規定する予定の物価スライド条項の適用により、適切に対応していくこととなる次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○8番（益川教智君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の総事業費について種々ご説明をいただきましたが、その中で、最終的な債務負担について、事業費からの割戻し等もおっしゃっておられましたが、資材の高騰等も含まれていたかと思います。今回、97億5,200万、総事業費として、債務負担限度額としてありますけれども、例えばその資材の高騰については、昨日今日始まったことではないかと思います。特別号作成の時点である程度把握できていたのではないでしょうか。であるならば、その時点で上限額として、予算として市民の皆さんにお知らせをする必要があったのではないかでしょうか。この点について、まず1点お尋ねいたします。

ごめんなさい、すいません。基本設計デザインビルト方式のメリット、デメリットについて、今一定ご説明をいただいたかと思いますが、今後、その要求水準書を精緻に作成することにより、コストの変動リスクを下げていくということでありましたが、その点については、すいません、もう一度、ちょっとそこについて詳しくご説明をいただけますか。ちゃんと聞き取れませんでしたので、すいません。

あと、先般特別委員会が開かれましたが、そこで出された資料の中で、今後の、今おっしゃられた要求水準書の策定を今後進めていくということでありましたが、今後担当課等にヒアリングも実施するということで、この前の特別委員会で開催された段階でのその状況等を報告いただきました。その予算審議の資料提供に当たっては、新病院整備課がコンサルタントの支援を得て作成し、たたき台を作成したということがあります、そのたたき台の内容、あと、主要な部門のヒアリング結果、あと、それらを踏まえた執行部の考え方等を報告して、これらをもって予算審議資料提供として、議会審査に有用な情報とする所存です。そのたたき台とありますけれども、そのたたき台等をもって予算審議することで、それが資料として十分、必要十分なものであるのかの認識についてお尋ねいたします。

問3の、先ほど病院整備を進めていくに当たり、必要な項目・費用は全て計上しているかということですが、例えば当初のあちらの体育館横で病院整備するに当たって、

右折だまりというものが検討されていたかと思います。また、先ほどの村田議員の質問等でもありましたけれども、液状化対策として当初挙げられていた予算よりも、今回増額をされております。何を懸念しているかといいますと、今後事業を進めるに当たって、当初予定していなかった、また認識されていなかった問題が発生したというような理由をもつて、さらなる費用が発生することはないかお尋ねいたします。

仮に、もう一点、仮に今回、事業費として見込んでいるその債務限度、債務負担の限度額97億5,200万円を超えて費用が必要になる場合は、どのような形でその費用を計上されて、どのような形で予算が計上されるのか教えてください。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） いくつかご質問いただきましたので、益川議員のほうからの再質問にお答えをさせていただきます。

まず基本計画策定期、昨年の10月の時点で分かっていたのではと、今回の上昇は分かっていたのではということでございますけれども、この時点におきまして、過去の1年間での建築状況を踏まえながら、コンサルタントのほうで素案という形でご提示をいただきました内容でございますので、当時の積算をきちっとした上での金額であるというふうに認識をしているものでございます。

また、2点目のデザインビルド方式のメリットといいますか、部分でございますけれども、特に今までからご説明申し上げておりますとおり、コスト面におきましても事前に、十分に資材調達計画が立てやすくなるということですとか、建築計画を両立させる这样一个ことからの、コスト面でのメリットが大きいということが言われておりますし、もちろん冒頭申し上げましたように、整備スケジュールが速やかに実施ができる这样一个こと等が挙げられておるところでございます。また、繰り返しになりますけれども、発注後の変更リスクということで、基本設計からのデザインビルドになりますので、現時点では基本設計ができていない这样一个ことから、今後の変更リスクが大きいのではないかという点がございますけれども、それにつきましては、要求水準書におきまして精緻なものとしていくということで、低く抑えてまいりたいというふうに考えておりますし、その対応が十分可能であるというふうに見込んでおるということをご説明申し上げたところでございます。

また、院内での検討の状況でございますけれども、たたき台として検討が進められてき

たけれども、十分なものかというようなご質問かというふうに思います。

今回、要求水準書の策定につきまして、2月、3月にかけまして検討を進めてござります。1次ヒアリングも実施をさせていただきまして、コンサルタントと一緒になりまして、中身を十分精査をしてございますけれども、大まかに申し上げますけれども、救急部門につきましては、少し基本計画の面積が過大ではないか、機能にふさわしい広さでよいのではないかというようなご意見でありますとか、病棟部門におきましては、急性期病棟は内科系、外科系の2病棟という形で、計画では50床でありましたけれども、30床、30床のそれそれで、合わせまして60床としていくべきではないかと。つまり、10床増やす方向で調整をしていくという形で提示をされたところでございます。これに併せて、維持期病棟におきましては10床減らすということになりますのと、障がい者病床か医療療養病床か、いずれかという形につきましては、引き続き検討をしていくということ、その他には、手術部門におきましては3室で対応していくということでありますとか、リハビリ部門におきましても、十分な面積を確保していくように案を整理いただいたところでございます。

以上のような内容をもちまして、3月に院内での整理をした上で、4月上旬には案という形で提示をしてまいりたいというふうに考えております。

その他、ご質問いただいたおりました点でございますけれども、基本計画の策定時点におきまして、昨年の5月の時点からご説明申し上げておりました内容で、特に懸念いただいておりました状況でございますけれども、その中で道路の状況におきましては、前面道路で右折だまりが必要ではないかというようなことでございますけれども、これは以前もお答えをさせていただいておりますとおり、進入口の協議を、公安委員会と今後実施してまいりますので、それに合わせて確認をしてまいりたいというふうに考えておりますのと、液状化対策につきましては、先ほど来ご説明申し上げておりますとおり、一旦事業費の中で、この費用を一定の工法で見込んでおるというような状況がございます。また、その必要性につきましても、今現在実施をしてございます地質調査、4月に実施をいたしますけれども、地質調査の中でその実施の可否について確認をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、今回の債務負担行為が、限度額が超える場合はどうするのかというご質問でございます。現時点におきまして、十分な事業予算であるというふうな認識をしてござりますので、それで対応してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 特別号として出されたときには、資材の高騰については、担当課としては認識をしていなかったという理解でよろしいですかね。そういう理解になるんですけども、その点もちゃんと確認させてください。

コスト面に関して、メリット、デメリット、今まで改めてご説明いただきましたけど、これもこの前の特別委員会で質問させていただきましたが、今、コンサルタントとして入っていただいている、そのコンサルタントの方、そちらに掲載されているホームページで、実施設計と基本設計と比べた場合、基本設計のほうがコストの変動リスクが大きいよということが書かれております。それを踏まえた上で、あえてそちらのほうを選択するということの理由を、もう一度ご説明をお願いいたします。

今後の事業費用について、例えば今、右折だまりのことも言っていただきましたが、これは今後協議するということを言われました。その協議内容によっては、右折だまりを新たに整備する必要があると考えられますし、あそこ、すぐ近くに橋がありますし、その橋にかかるについたら、またかなりの予算、費用がかかってくるかと思いますが、その点については、これは含まれてないかと思うんですが、要するにそういうことが今後ないのかということについて、確認をさせてください。

最後、もう一点ですが、今回97億5,200万円の中でやっていくと、病院整備はやっていくんだということをおっしゃられました。そもそもあちらでやるということ自体、私は疑念があるんですけれども、あちらでやるとなった場合、何を心配しているかといいますと、この予算を使って、どんどん使って、着工もしてある程度進んだ段階で、お金が足りなくなりましたということを言われましても、こっちとしては戻る選択肢がないんです。駄目とも言えないと思いますよ。誰がどう考へても。そういうことがないように、しっかりと進めていただきたいという思いから質問させていただいておりますので、その点についても、もう一度お願いいたします。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 益川議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

まず、デザインインビルドの方式の対応でございますけれども、益川議員のほうでご発言い

ただいておりますのは、この基本計画の参考資料の中でもご提示をさせていただいております、発注方式の検討の比較表の中でのお言葉かというふうに認識をしておりますけれども、こちらのほうにおきましては、コストの変更のリスクがあるというような表現でございます。これにつきましては先ほど来申し上げておるとおりでございますので、発注条件が曖昧になっては、そういうたった変更、発注後の変更リスクがあるのではないかというような懸念から、要求水準書を精緻に整備をしていくということを申し上げたところでございます。

また、前面道路におきまして、進入口の関係でございますけれども、これも申し上げましたとおり、進入口の検討に際しましては、道路の公安委員会、もちろん通常のとおり協議をさせていただきますけれども、現時点におきましては、益川議員おっしゃっていただきますように、右折だまりの必要性という観点におきましては、その必要性は非常に低いのではないかというふうな認識でございます。したがいまして、事業費の中では計上を見込んでおらないというようなことでございます。

最後に、今回の債務負担行為の限度額でございますけれども、これは申し上げておりますとおり、整備工事費、工事監理費、基本設計費、実施設計費を見込んで、落札率を割り戻して97億5,200万円、これにつきましては、設計等支援業務含めての金額となりますけれども、この範囲内でまずは入札執行を、11月において実施をしてまいりたいというふうに考えておりますし、当該金額につきましては、現時点において十分、11月までの上昇率を見込んだ上で金額でございますので、自信を持って提案をさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） それでは、次、議第18号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第5号）について質疑をさせていただきますが、先ほど、「まずは」「現時点で」と言っている時点で、今後の上昇を否定していないということだけ確認をしたいと思いますが、その点を押さえた上で次に進みます。

本議案では、現市民病院東館の耐震補強設計業務として、令和4年度から令和5年度にかけて1,200万円の債務負担行為が設定されております。

そこでお尋ねいたします。

まず1点、今回の耐震補強に当たっては、まず現状を把握するための耐震診断が必要だ

と考えますが、どのように実施したのでしょうか。

次に、耐震判断においては、その指標として I s 値というものが一般的に用いられています。今回実施しようとしている耐震補強については、どの程度のものなんでしょうか。費用の見込みも含めてお尋ねいたします。

3つ目、国基準においては、病院には I s 値 0.75 以上が求められています。今回その検討はしなかったのでしょうか。費用の見込みも含めてお尋ねいたします。

以上、お願ひします。

○議長（荒川泰宏君）　武内病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了惠君）　益川議員の1点目についてお答えいたします。

新耐震基準前に建築された当院の東館につきましては、平成17年に旧御上会が耐震診断を実施されてから時間が経過しているということ、また、新病院建設までの間、現病院施設を継続使用するには施設の安全確認が必要であるということから、今回改めて耐震診断を実施いたしたところでございます。

診断につきましては専門の事業者に委託しまして、その上で、現地調査や構造材料調査などを行った上で実施をいたしております。診断結果につきましては、事業者が行った診断結果を第三者機関である建築物耐震判定委員会に審査いただいております。結果は、一部の階で基準を満たしていないというものでございましたので、今後、耐震補強を進めていくという予定で進んでおります。

続きまして、2点目についてですが、今回実施をしようとしている耐震補強工事は、患者さん及び職員の安全安心を守るために、新耐震基準の一般構造物の基準である I s 値 0.6 をクリアできるよう実施するものでございます。費用につきましては、今後設計により変動する可能性はございますけれど、税込みで 6,000 万円を見込んでいるところでございます。

最後に3点目についてですが、一般病院の基準でございます I s 値 0.75 以上の補強ができるないかについては、委託業者とともに院内で検討をいたしました。しかし、工事内容及び規模等を勘案しますと、病院運営を継続しながら工事するということは困難であるとの結論に至ったところでございます。

なお、概算工事費は税込みで 3 億 3,000 万円程度の見込みでございました。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○ 8 番（益川教智君） では、再質問させていただきます。

耐震診断に関しては、今ほど言っていただきましたように旧御上会が診断されたということですが、このときの調査では今回のように第三者機関のチェックが入ったのか、入らなかったのかということについてお尋ねいたします。

また、今回の結果では、過去の耐震診断と比べましておおむね数字が向上しているかと思いますが、その点についての認識、見解をお伺いいたします。

今の病院は、耐震以外にも様々なハード面での問題があると認識しておりますが、今回その耐震以外にも今後、電気設備であったり空調であったり、そのようなものに対しても当面の間、支障がないような形で対応していくご予定があるのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 武内病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了恵君） 益川議員の再質問にお答えいたします。

まず、旧御上会のときに第三者委員会には諮ったかということなんですかと、これは諮っておられません。これが 1 点です。

そして、過去との認識について、相違の違いについてということなんですかと、これにつきましては、耐震診断をいろいろ見せてもらった中で、やっぱり一部の耐力壁というのが考慮されていなかったというのが 1 つ。それと、2017 年に耐震診断基準というものが変更になっております。これによりまして、I s 値に変更が生じたというような認識をいたしております。先ほども申しましたように、御上会当時は、第三者委員会には諮っておられないということですが、今回は諮ったということも、委員会に、判定委員会で審査いただいたということもございますので、今回のほうがより精度の高いものであるということは認識いたしております。

あと、今年度も、現在電気設備及び空調の修繕工事というんですか、更新工事も含めてやっているところなんですけれど、できることはやっていかんと、やはり患者さんの命にも関わることでございますので、その辺はできる限りやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○ 8 番（益川教智君） 今回、第三者機関も入っていただいたということで、今言っていたいたように、より正確な数値が出たのだと思っております。過去、野洲病院支援継続

可能性評価委員会など、現病院で運営できるかどうか等を検討されたこの委員会では、特に重要な課題として、東館の耐震について問題視されたと認識しておりますが、これは当然、過去の旧御上会の資料を基に議論されたものだという認識でよろしいでしょうか。その点を最後にお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君）　武内病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了惠君）　それに関しては、旧御上会の当時のものであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（荒川泰宏君）　日程第3、議第12号から議第18号まで並びに議第35号及び議第36号、令和4年度野洲市一般会計補正予算（第14号）他8件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第12号から議第18号まで並びに議第35号及び議第36号の各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君）　ご異議なしと認めます。よって、議第12号から議第18号まで並びに議第35号及び議第36号の各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議第12号から議第18号まで並びに議第35号及び議第36号の各議案について討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

それでは、第8番、益川教智議員。

○8番（益川教智君）　それでは、議第18号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第5号）につきまして、原案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

本議案では、東館耐震補強設計業務として、1,200万円を限度とする債務負担行為が設定されております。今回、耐震性能を表すI-s値0.6を満たすような設計・工事が

進められるということですが、今ほどの質疑の中でもありましたように、国土交通省によりますと、これは人命の安全確保が図られる最低限の基準ということでありまして、病院には大地震後の継続的な利用の観点から、I s 値 0. 75 が求められております。本来であれば、当然国基準を満たすべく設計、施工されるべきものであって、今回提案されているような中途半端な対応というものは認められるものではないと考えます。しかしながら、現在実際に市立野洲病院は運営されており、そこには日々利用する患者さん、また医療に従事する医師・スタッフが存在しております。このような状況を踏まえると、建物の耐震性能の不足はこれ以上看過することはできず、速やかに解決されるべき問題であると考えます。

なお、現在体育館横での病院整備が進められようとしておりますが、まだ決定されたわけではありません。これは現病院の、特に耐震問題が解決困難という課題があつたため、移転を余儀なくされたところから始まっております。しかしながら、先ほどの質疑で明らかになりましたように、そもそも議論の前提となつておきました耐震診断が、今回大きく向上することとなりました。つまり、今回現地での建て替えというものが、もう一度検討される余地というものが生まれたというように考えることもできます。また、本市では行財政改革を進めている中で、今回、総事業費の見通しも不確かであり、また持続可能な運営について疑問がある中、そして資材の高騰が続く中での新病院の整備というものを強引に進めるよりも、より市民負担が軽減される形での病院整備を再検討するべきではないか、そのためには必要な予算としまして、本補正予算案に賛成するものであります。

以上をもって原案への賛成討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、議第12号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第14号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号令和4年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号令和4年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号令和4年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号令和4年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議第17号令和4年度野洲市下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議第18号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議第35号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて
は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第35号は適任とすることに決しました。

次に、議第36号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて
は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第36号は適任とすることに決しました。

(日程第4)

○議長（荒川泰宏君） 日程第4、議第2号から議第11号まで及び議第19号から議第
34号まで並びに請願第1号、令和5年度野洲市一般会計予算他26件を一括議題といた
します。

ただいま議題となっております議第2号から議第11号まで及び議第19号から議第
34号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、タブレットに掲載の議案付
託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

次に、請願第1号精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める請願書は、会議規
則第92条第1項の規定により、タブレットに掲載の請願文書表のとおり、文教福祉常任
委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時53分 休憩)

(午前10時53分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

午後からの市長公務のため、本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれにて延会する
ことに決定いたしました。

なお、明8日は午前9時から本会議を再開し、代表質問と一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。(午前10時53分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年3月7日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 橋俊明

署名議員 岩井智恵子